

1. 事業説明シート

(区分) **国補**・ 県単

事業名	砂防事業 [通常砂防事業 (国補)]	事業箇所	笛吹市芦川町中芦川	地区名	沢の入沢川 (サワノイリサワカワ)	事業主体	山梨県
-----	--------------------	------	-----------	-----	-------------------	------	-----

(1) 事業の概要

①課題・背景
 本溪流は、山梨県中央部の笛吹市芦川町に位置する溪流であり土砂災害警戒区域に指定されている。当該流域内は、山腹崩壊が認められるとともに、溪床部には不安定土砂が堆積しており、今後の豪雨等により土石流が発生する危険性がある。
 また、保全対象には人家21戸、第2次緊急輸送道路などが存在しているため、土石流が発生すると甚大な被害を及ぼす可能性がある。このため、砂防施設を早急に整備し、土砂災害を未然に防止する必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標 ○土石流被害の防止
 ・災害実績 無
 ・土砂整備率 82% > 70%未満※
 ・重要公共施設の有無 有 第2次緊急輸送道路
 (主) 笛吹市川三郷線
 (保全対象=人家21戸、緊急輸送路35m)
 ※評価基準値

□副次目標 —

□副次効果 ○被災時の被害波及の防止 (緊急輸送道路)

(2) 整備内容

①整備内容
 砂防堰堤 1基 H= 7.5m L=56.0m

②着手年度 令和8年度 **③完成見込年度** 令和17年度

④総事業費 約330百万円

⑤年度別の整備内容 (事業費)

令和8年度	測量、詳細設計、地質調査	20 百万円
令和9年度	用地測量調査、用地取得・補償	30 百万円
令和10~17年度	砂防堰堤工	280 百万円

※記載内容は見込みであり、確定したものではありません。

⑥既整備内容・期間・事業費

砂防堰堤 1基
 期間 : 昭和59~62年度
 事業費 : 約1.3億円

(3) 事業の妥当性評価 妥当 妥当でない

①公共関与の妥当性 (行政が行うべき事業か)
 砂防法第5条に基づいており、行政が行うことが妥当

②事業執行主体の妥当性 (県が行うべきか)
 砂防法第6条に基づいており、砂防管理者の県が行うことが妥当

③経済妥当性

総事業費	330 百万円	工期	R8~R17	基準年	R7	
経済効率性	費用	270 百万円		便益		297 百万円
	建設費	269 百万円	一般資産被害抑止	73 百万円		
	維持管理費	1 百万円	人身被害抑止	29 百万円		
			公共土木被害抑止	17 百万円		
			その他※	178 百万円		
	B/C			1.1		

※その他は、応急対策、人的被害 (精神的損失)
 費用便益比 (B/C) は、国の採択基準1.0を超えている。

④事業実施・規模の妥当性
 流域の規模、地形、地質等から判断して最も効果的である

⑤整備手法の有効性
 地形・地質及び流域の状況から土石流対策として最も効果的かつ経済的な砂防施設計画とした

⑥環境負荷等への配慮
 掘削法面等に緑化等を行い環境負荷に配慮する

⑦事業計画の熟度
 地元の要望に基づいており、地域の同意は得られている

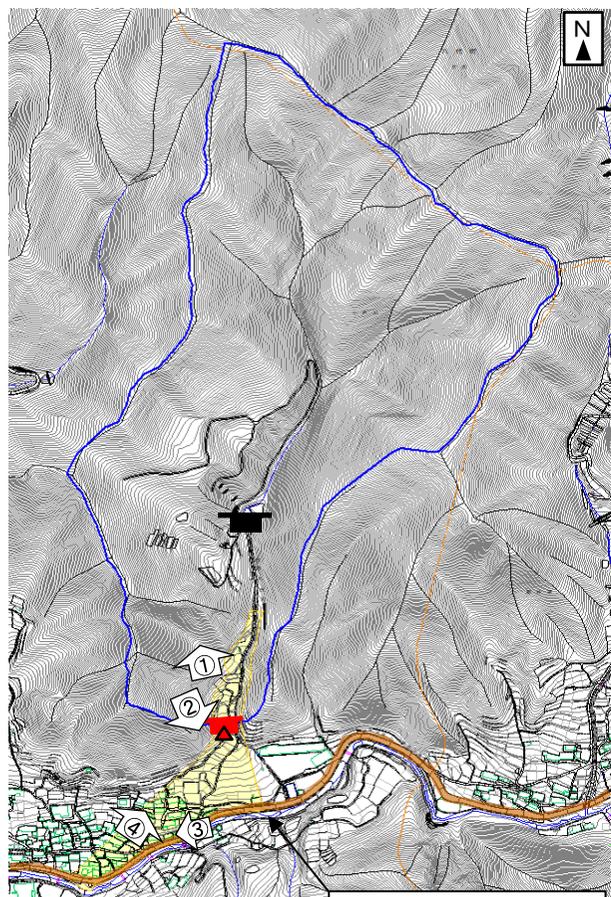
総合評価

[貢献度ランク : b]

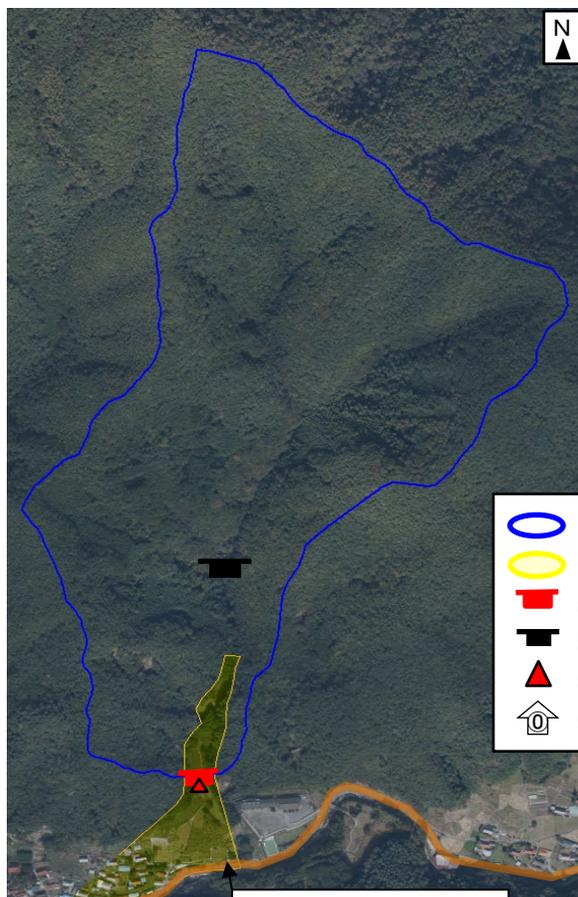


2. 添付資料シート

【流域概要図】



第2次緊急輸送道路
(主) 笛吹市川三郷線



第2次緊急輸送道路
(主) 笛吹市川三郷線

- : 流域界
- : 土砂災害警戒区域
- : 砂防堰堤(計画)
- : 砂防堰堤(既設)
- : 計画基準点
- : 写真撮影方向

【流域状況写真】



写真① : 山腹荒廃状況



写真② : 計画基準点付近

【保全対象写真】

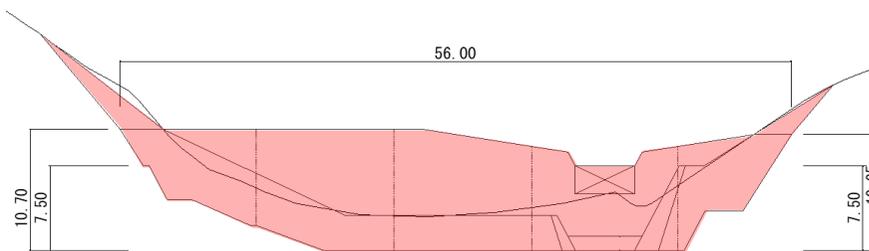


写真③ : 緊急輸送道路及び住宅



写真④ : 住宅地の状況

正面図



側面図

